

# じん肺病の諸問題

(一)

市野瀬 仁

(会員・佐伯市長島町)

## はじめに

じん肺病の諸問題は、始めに、西日本新聞（昭和五十一年四月～六月十四日）に掲載された記事を書くことにした。

それには、じん肺病とはどんな病気であるか、正しく簡潔に示されている。その上、じん肺病になるまでの労働者の実態、企業側の姿勢、医師及び学者の意見を卒直に述べているからである。

同新聞以外に、地元の医師二名が、地元のじん肺患者を対象とした診断・調査・研究物を提供して下さった。

また、東京大学医学部山崎喜比古助教授が、本村だけを対象に調査研究されたものを、地元医師が村誌作成のためとの計らいで提供して下さった。それは専門的な医学

研究記録であるところがあるのでむつかしい。一般に分子やすい部分で、しかも大切な箇所を紹介することにした。

最後は、昭和六十一年四月二十日、本村じん肺患者で構成した「米水津村健康を守る」の十周年の報告書を紹介することにした。従って、その前にもう一言述べさせてもらいたい。

大分県南部の東海岸の佐伯市西上浦地方及び上浦町・鶴見町・米水津村・蒲江町の過去の出稼者のうち、主として、炭坑・土木業に従事した人達のじん肺病と称する後遺症の多いことは、わが国でも有名な地域とされている。

米水津村浦代の堀川サツキは「昔は夫と息子はトネル掘りへ、女は紡績で結核になり早死にした」と語って



一一	一九二二	生糸輸出高最高を記録	八	一九三三	軍閥政治・綿布輸出高世界第一位・人絹生産高世界第二位となる
		大分紡績KKと富士ガス紡績KKと合併して、同社大分工場となる	九	一九三四	佐伯海軍航空隊が開隊
一二	一九二三	関東大震災・不景気となる	一二	一九三七	日華事変・軍需工業動員法適用法
		日豊本線全面開通	一三	一九三八	国家総動員法公布
一三	一九二四	生糸市場大暴落	一四	一九三九	米穀配給統制法・国民徴用令公布・電力・石炭ききん起ころ
一五	一九二六	労働争議調停法成立			日独伊三国同盟・石炭配給統制法
昭和					佐伯海軍防備隊開隊
二	一九二七	金融恐慌	一五	一九四〇	大東亜戦争・生活必需品統制令
		県下十五の銀行が一斉休業・生糸価額大暴落	一六	一九四一	佐伯市誕生
四		大平セメント(現小野田セメント第二工場創立)	二〇	一九四五	終戦降伏文書調印
五	一九三〇	東洋モスリン亀戸工場大争議	二一	一九四六	主食配給一〇パーセント減
		富士紡と佐賀関製錬所に労働争議が起ころ	二五	一九五〇	日本国憲法公布・経済安定本部
六	一九三一	満州事変・恐慌深刻化す・失業者四〇万・重要産業統制法	二六	一九五一	大分県連合婦人会発足
		富士紡大分工場で本格的労働争議	二八	一九五三	朝鮮戦争により特需ブーム
七	一九三二	上海事変・日満経済ブロック形成			九州電力会社発足
					NHKテレビ本放送・三井鉱山企業整備反対闘争

二九	一九五四	興国人絹バルプ佐伯工場操業 自衛隊法制定・スフ製産量世界第一位 となる	四一	一九六六	建国記念の日・石炭長期安定方策決定 大分国体秋季大会
三一	一九五六	県下の町村合併本格化 日本の国連加盟可決・農業改良資金助 成法	四三	一九六八	明治百年記念式典・国民総生産資本主 義国第二位
三四	一九五九	伊勢湾台風の被害甚大・三井三池鉱山 スト	四五	一九七〇	日本万国博開催・日米繊維会談決裂 佐伯港重要港湾指定
三五	一九六〇	新日米安保条約・所得倍増計画 OBS放送開局	四六	一九七一	沖縄返還協定調印・日米貿易問題深刻 化・環境庁設置
三八	一九六三	三井三池三川鉱ガス爆発・日本経済の 国際化	四七	一九七二	佐伯市制施行三十周年記念式典挙行 沖縄返還・日中共同声明調印・日本列 島改造
三九	一九六四	中の谷トンネル開通 東京オリンピック大会・消費物価値上 がり	四八	一九七三	オイルショック・エネルギー危機
四〇	一九六五	大分・鶴崎地区新産業都市に指定さ る 日韓基本条約調印・大型景気始まる 佐伯湾で魚の変死続出	五〇	一九七五	沖縄海洋博開幕
			五一	一九七六	興人倒産 ロッキード事件・アジア諸国への戦争 賠償完了
			五二	一九七七	大分県ふるさとづくり運動推進本部 発足 海洋二百カイリ漁業域設定・円高不況 大分県立芸術会館開館

五三 一九七八 日中平和条約調印・佐世保重工救済案

決まる

白杵鉄工所、会社更生法の適用を申

請

五四 一九七九 先進国首脳会議東京で開催

平松知事「一村一品運動」提起

いる。そんな過去をもつ本村では、老人福祉問題と質の違った経済的・社会心理的・教育的に、子供や家庭や社会に大きな問題をなげかけている。

それ故、村民すべての方々に正しく理解していただくために、異常に多くの紙面を使って、この問題に迫って見たことを了解していただきたい。

## 一 あるじん肺患者の生き方

渡辺裕之

小浦の渡辺裕之は、尋常小学校を出た

の生涯

ばかりの十三歳（昭和五年）からトンネル工事の仕事に従事した。昭和四十九年

の病床につくまで、国の内外をいれて三百本のトンネルを掘った。特に、外地では内地の三倍の金が取れると聞いて、朝鮮平安南道に渡り、トンネルを掘りまくった。日中戦争が始まった昭和十二年に召集を受け、熊本の独立坑道中隊に配属された。豊後土工には工兵が多い。極秘に旧満州（中国東北地方）の黒龍江をくぐり、ソ連へ侵入するトンネルを掘ったのが、彼の武勲話である。太平洋戦争中は、国内で鉄道トンネル・炭坑坑道を掘った。

昭和三十五年、静岡県東海道新幹線トンネル工事で、最初の健康診断を受けた。その時、じん肺と診断されて職転換を勧められたがそれを聞き流した。そして、昭和四十九年二月、広島県佐伯郡の山陽新幹線トンネル現場で病魔が彼を襲った。四十度の高熱で、佐伯市の病院へ運ばれた。

「渡辺さん。この病気は治らんよ。もうトンネル掘りは絶対駄目だよ」

黒々としたレントゲン写真を前に医師は宣告した。妻と暮したのは三十年のうち五年だけであったという（西日本新聞）。

小浦に筆者が彼を訪問したのは、昭和五十九年一月二十九日であった。じん肺の話を知ると、

「ここに新聞がありますので、これを見ればおよそのことは分ります」

と言った。五十一年四月十七日から六月十四日までの西日本新聞を渡してくれた。

彼は言った。

「じん肺患者は、医師の言うとおりの生活をすれば、かなり命は持ちますよ。私は自分で工夫して、枕を首の所につけて顔を横にし、うつ伏して寝るのです」

と。彼の日課は、気の向くままに密柑の剪定、散歩・読書・絵筆を取ることであった。その後、粟嶋神社や村の出版物に、彼のさし絵を見ることがしばしば出来た。以来、米水津村誌にこの人の絵をいかしたいと思い、ひそかに楽しみにしていた。彼は療養中、佐伯市在住の画家菅一郎・江藤晴村・保田善作等と交流を持ち、号を玲峰といい、ひとかどの画家であった。

それより一年後、六十年九月十四日（六十九歳）彼の悲報を聞いた。彼は今、小浦東林庵のアコウの大樹（村文化財指定）の下に静かに眠っている。

昭和三十五年じん肺と診断された後も仕事を続け、昭和四十九年病床につくまで十五年。それより十余年の間重症の身をよく自己管理しながら、絵を学び、描き、それを家庭や神社や村の出版物等に残してこの世を去った。天はその生き方にこたえてか、臨終は苦しむ様子もなく静かであったという。

健康な人にも、じん肺患者の方にも、美しく見事な彼の終焉は、人生の生き方に深い示唆を与えてくれるのではないか。

## 二 じん肺病に関する基礎知識

### ① じん肺とけい肺との違い

じん肺とは、吸い込んだ粉塵によって、肺の組織が繊維化してしまう疾患。ひとたび繊維化した組織は、再び治ることなく進行し続ける。このうち遊離けい酸を含む粉塵で起るじん肺がけい肺と呼ばれる。

### ② 粉塵とその種類

衛生的に問題のない空気中にも一立方センチメートル

当たり約百個の粉塵がある。こういう環境でも、人間は一生（七十年として）三十兆個以上の粉塵を吸う。粉塵職場に働く人は、少なくともその十倍以上は吸収する。

ただ、大部分の粉塵は鼻や気管にひっかかるか、吸い込んでも吐き出されるが、〇・五〜五ミクロン（一ミクロンは一ミリメートルの千分の一）の粉塵は、肺の奥にある肺胞に通じ、蓄積された肺の組織を破壊する。

じん肺になる粉塵として、遊離けい酸（石英）、そのほか石綿・黒鉛・酸化鉄・アルミニウムなど鉱物性のものから、最近では、綿糸・線香工場の植物性粉塵も問題化している。

### ③ じん肺の病状

粉塵が肺に侵入すると、肺胞（空気中の酸素と体内から運ばれて来た炭酸ガスを交換する所）を埋める。またこの粉塵を防禦しようとして、肺の細胞が繊維状になる。これが進むと、肺は弾力性がなくなる。この結果、肺胞のガス交換がうまくいかず、体内は酸欠状態になる。空気を吸い込む力も落ち、肺が弾力を失えば膨張気味になって、肺気しゅが起こる。

肺が弱ると、炭酸ガスを肺へ送る血液の抵抗を受け、心臓に負担がかかる。これが長びくと、様々な病気を合併し、不幸な結果を招く。最近では、石綿によるじん肺を中心に、肺がん合併の問題がクローズアップされている。

### ④ 自覚症状

じん肺は慢性で経過する病気で、初期は自覚症状がない。これが現われてくると、かなりの重症だ。自覚症状は、まず気管支がじん肺にやられ、そこへ外部から刺激が加わって起こる。症状として、せき・タン・胸が苦しい・ゼイゼイする。

次に、じん肺のため肺機能が低下、空気を吸い込みにくくなって起こる症状として、息切れ・呼吸困難・胸痛がある。更に心臓に負担がかかって出る症状として、不眠・めまい・心臓の激しい鼓動がある。自覚症状の出方はじん肺の種類で違い、個人差もある。風邪を引いただけで、回復に二か月から三か月かかる患者もいる。自覚症状があまり目立たないため、発見が遅れるケースが多い。



写真1 54年2月6日撮影所見

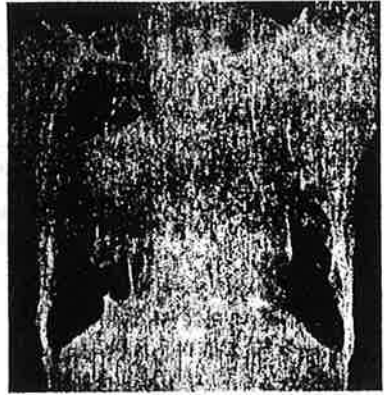


写真2 57年5月17日撮影所見

長門記念病院院長 長 門 宏

### ⑤ じん肺進行速度

職場・仕事量、これまで吸ってきた粉塵量と種類で違い、個人差もある。炭坑・窯業などは、遊離けい酸（石英）が比較的少ないため、じん肺になる年齢も四十代後半と遅くなって進行する。スピードも緩慢。だが、ガラスの原料になるけい砂工場では、遊離けい酸が九十%も含まれているため、作業経験が一年以内でもじん肺になり、しかも急速に進行する。このじん肺に肺結核やそのほかの肺の病気が合併すると、じん肺の進行は更に加速される。

同じ粉塵職場でも個人差があるが、若者より年配の人が早くじん肺に侵され、進行も違う。このようなじん肺を管理して進行を食い止めるのは、現代医学でもなかなかの難題だという。

### ⑥ じん肺と肺結核

粉塵職場の作業者は、他の職場で働く人よりも肺結核にかかりやすい。じん肺になった人は更に肺結核になりやすく、じん肺に合併した肺結核が悪化する比率は高い安定した病巣の肺結核もじん肺が加わると、たやすく悪



化する。

昭和三十年にけい肺と診断された患者が約三千人いたが、この中で結核がなく、純粹じん肺患者はたった五十人。じん肺対策は、一にも二にも結核退治といわれたが最近では結核以外の合併症の方がこわい。

### ⑦ じん肺と診断されたら

じん肺によって所定の健康診断表、胸部レントゲン写真を事業主を通じて地元の労働基準監督署へ出し、じん肺申請手続きをする。会社を離職している場合は、最終粉塵職場の会社のそこで働いていたという証明があるので、粉塵職場を離職する場合は、離職証明書か給料袋などをまさかのために保存することだ。炭坑離職者など、最終粉塵職場がつぶれて、証明するのに苦労している人が多い。

申請すると、労基局は「地方じん肺診断」の診断・審査により、基準局長がじん肺にかかっているかどうか、健康管理区分（一〜四）を決定、使用者・申請者に通知する。申請手続きがわからなければ、近くの労基局にたずねればよい。

### ⑧ じん肺の治療と予防

現代医学では、じん肺による肺の変化を元に戻すことはできない。だから治療といえば、じん肺がもたらす臨床症状、たとえば、せき・タン・息切れ・呼吸困難など軽減するのが目的になる。

じん肺初期の気管支炎を最少限に抑えるための吸入療法で、内科療法。肺結核を合併したじん肺の肺の切除手術など、外科療法も進歩しているので、早期発見が決め手になる。じん肺の種類によっても治療効果に差があり、一番患者の多いけい肺は、石綿肺などに比べ、治療効果がいいという。

じん肺の予防には、粉塵をなるべく吸わないこと。そのためには粉塵職場の除塵、換気装置の整備に企業が真剣になることだ。

### ⑨ 管理区分

じん肺の管理区分は、①じん肺の所見なし②軽症で作業に支障はないが、就業場所の変更や就業時間の短縮を行う③かなり著しい重症で、粉塵の発生しない場所への転換④著しい肺機能障害があり、療養が必要の四つにわ

けられ、管理区分④の患者を労働災害保償の対象とした。

### ⑩ 区分で起る諸問題

。労災認定されない管理区分③以下と④との判定基準も微妙で、中には認定されないために重病症をおして働く者もあった。労災認定の不等等が指摘されるなど、欠陥“の多かったじん肺法は、昭和五十三年に一部改正された。これまで”要療養“の対象とならなかった管理区分②③でも、肺結核や結核性胸膜炎・続発性気管支炎などの合併症のあるものは、労補災補償に認められた。

。じん肺症でありながら、労災認定を受けられない患者もいた。

「申請には元請け会社の印がいます。十年、二十年も前にさかのぼって申請しようとする人もいます。元請け会社には、下請け作業員の名簿や賃金台帳などありやしませんよ。頼っていった親方が、もう死んでいない人だっていますしね」

そうした弱点を持つ。

### ⑪ じん肺法の「管理区分④」とは

じん肺法の管理区分④の内容は、

一、高度の心肺機能障害

二、レントゲン写真に肺の二分の一を超える陰影

三、活動性結核のいづれかが認められた場合を指す

とあり、認定は労働大臣に任命されたじん肺審査医が行う。

### ⑫ 広がるじん肺

じん肺の種類も粉塵職場も近年拡大して来た。昭和十五年、じん肺の発足当時は、粉塵職場と見なされなかった染土のついたイ草の庫入れ・庫出し、製鉄現場・高速自動車道・新幹線・ダム掘削現場等、社会的に問題になって、じん肺の「粉塵職場」になった。

「粉塵はすべて害になる」

と考えられ始めた。食パン工場の粉塵さえ危ないという。人間は工業が続く限り粉塵問題に直面しなければならぬ。

次号完結

県南のじん肺が、地区の医師の問題になって二十年、保健所でやゝ組織的に取り上げられてから十年が経った。この間色々解決された問題もあるが、すべて枝葉で基本的なものは何一つ解決されていない。第一は日本のたて割行政の弊である。労働者である間、あるいは廃疾になれば、じん肺法をはじめとする労働行政の保護を受けるが、一生の一定時期に粉じん作業に従事後、漁業、農業その他自営業に戻った者にはそれらは全く及ばない。厚生行政は職業疾患は所管でないので正式には全く扱えない。第二は慢性職業疾患やいわゆる成人病は治ゆの望めないものが多く予防が第一である。予防も日常生活に關するもの故、予防を實踐するためのモチベーションとして知識が必要であり、そのための教育が必要である。文部省の保健指導要領には職業疾患の項も備なわっているが、保健教育は現場ではサボタージュされているも同然である。又一にも二にも三にも衛生教育、保健教育であると公衆衛生は言われながら保健所には人も機材もそ

れよりもより重要な情報すら与えられていない。第三は職業疾患を疾病であり健康障害の問題であると考える前に経済の問題であるとする。否金をとる事がすべてであるとの風潮である。患者も地域社会も時には医療機関までこの風潮にまきこまれかねない事である。等々の問題点の中で離職後も進展悪化すると言われる、じん肺症を何処が健康管理するかである。勿論本人がやるのが当然であるが、医学的なサポートが必要であるのは論を待たない。しかし現行の医療費体系は、この様な予防面には向かない様に出来ている。労働衛生行政の中で実施するには現実にはあまりにも遠い。地域保健の中で取り組まざるを得ないが、たて割行政の中では保健所は動けない。

1. 保健所で一応把握した、じん肺有所見者数は三、六〇〇〜三、八〇〇人であるが、死亡あるいは転出等で追跡が中断されたものがあり、昭和五十七年度(一九八二年四月一日〜一九八三年三月三十一日)にその病状を確認出来た数は、二、五六六人であった。医療機関で治療中のものも諸先生の御協力で集めてあるが、続発性気管支炎が労災認定理由になっている者、他地区の医療機関の受診分等推定して二二〇〜二五〇は脱落していると考

えられる。

所見区分は、レ線所見で分けている。じん肺法による管理区分をとらなかったのは、肺機能及び動脈血ガスが測定機器による差、測定医療機関による差等バラツキが大きく、又職業性疾患としてじん肺法では労働基準局長がその管理区分は決定することになっているが、決定した基準の、あるいは決定時期による差が大きいためである。レ線所見はILOの一九八〇年版を参考に労働省の標準

## 粉じん作業離職後のじん肺問題

佐伯市・医療法人長門莫記念会長長門記念病院

三 浦 肇

表1. 大分県南地方じん肺有所見者数

	PR 1	PR 2	PR 3	PR 4A,B	PR 4C	計
佐伯市	156	175	212	181	98	822
海岸部	310	459	206	398	211	1,584
内陸部	57	43	22	28	10	160
計	523	677	440	607	319	2,566

1983. 3. 31 地区別レ線所見別数

PRはレントゲンの区別でPR 1 ——— PR 4は病気の進度を示す。

海岸部の62%、佐伯市の32%、計94%で大半を占めている。佐伯市でも大入島及び海岸地帯が主である。内陸部では約半数は海岸部からの転住者である。